

# 首都圏の起終点を基本とした同一料金

都心部の渋滞等の課題に対して、圏央道や外環道へ迂回利用しやすくなるよう、ETC車の場合、出発ICから到着ICまで、どの経路を走行しても、起終点間の最短距離の料金となります。(当面は料金体系の整理・統一における激変緩和措置を考慮し、最安値とします。)  
ただし、首都高速経由の料金が安い場合には、首都高速経由で走行しても料金は引き下げません。



厚木 ↔ 岩槻		(普通車)
経路選択	料金(※1)	同一発着同一料金
圏央道 (111.1km)	3,720円	3,200円
圏央道・外環道 (125.0km)	4,280円	
首都高速 (84.5km)	3,200円	

青梅 ↔ 谷田部		(普通車)
経路選択	料金	同一発着同一料金
圏央道 (104.0km)	3,520円	3,520円
圏央道・外環道 (106.5km)	3,620円	
首都高速 (126.0km)	4,450円	

(※1) 圏央道における割引適用後料金です。休日割引、深夜割引などは適用されていません。  
(※2) 首都高速経由の料金が安い場合には、首都高速経由の料金は引き下げません。

## ご利用上の注意

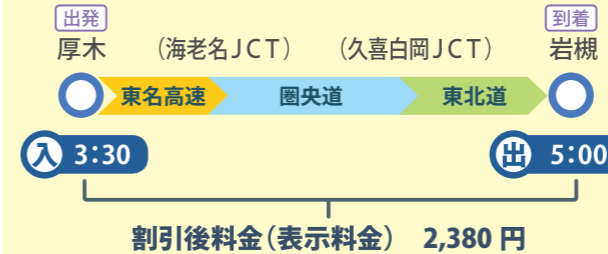
- 外環道の各出入口、京葉道路(篠崎～武石)の各出入口及び首都高速の各出入口 を出発地(または目的地)とする場合並びに京葉道路(京葉JCT～宮野木JCT)の全部または一部を走行する場合は、料金は引き下げません。走行経路どりの料金になります。
- 京葉道路(篠崎～宮野木JCT)や東京湾アクアラインを経由する経路、一般道路を経由する経路の料金は「最安値」として扱いません。
- 走行方向に制限があるインターチェンジ(三郷インターチェンジや練馬インターチェンジなどの端末のインターチェンジ、湾岸千葉インターチェンジなど)を出発地(または目的地)とする場合は、走行できる方向への経路に応じた料金が「最安値」となります。
- 出発地と目的地が同一の場合には、料金は引き下げません。走行経路どりの料金になります。
- 上記の圏央道・外環道経路は、指定された料金所間を所定の時間内に通行する場合に限りです。詳しくは、インターネット(ドラぷら)でご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。また、料金所の料金表示器に引き下げ後の料金が表示されません。後日、カード会社等からご請求させていただく際は、引き下げ後の料金となります。

## ETC時間帯割引(深夜割引の場合)のご利用例(全て普通車の料金)

以下のご利用例は、入口料金所及び本線料金所をETC無線通信により走行していることが前提となります。

### 1 経路1(圏央道経由)

#### ●東名高速～圏央道～東北道の例

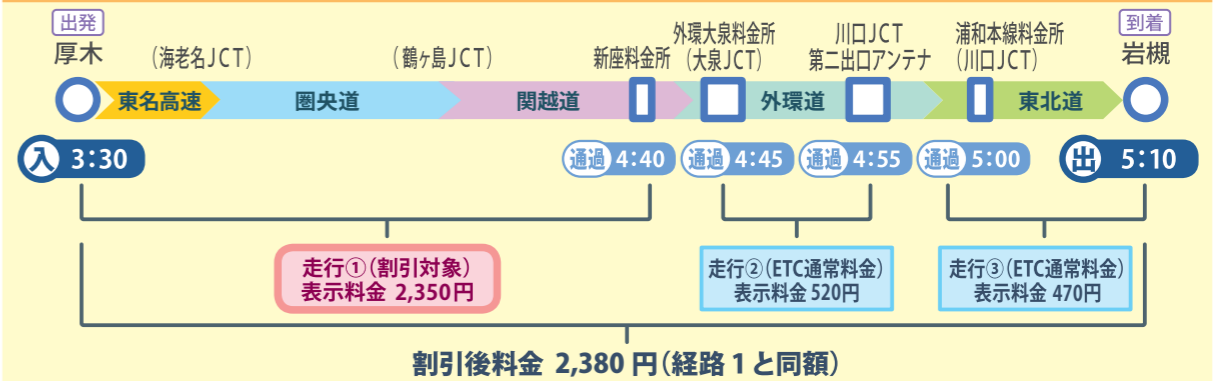


入口(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、割引対象となります。  
出口(岩槻料金所)の料金表示器に深夜割引料金(2,380円)が表示され、表示どりの料金を請求いたします。

なお、割引後料金(2,380円)は、出発ICから到着ICまでの間の各経路に深夜割引を適用した割引後料金のうち、最もお安くなる料金です(この厚木⇄岩槻間の例では首都高速経由)。

### 2 経路2(圏央道・外環道経由)

#### ●東名高速～圏央道～関越道～外環道～東北道の例

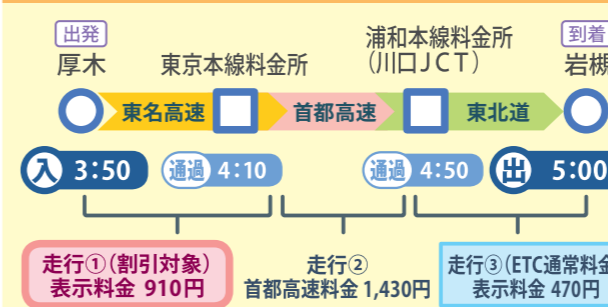


走行①: 入口(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、出口(新座料金所)の料金表示器に深夜割引料金が表示されます。  
走行②: 入口(外環大泉料金所)・出口(川口JCT第二出口アンテナ)が0～4時の間の利用ではないため、入口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。  
走行③: 入口(浦和本線料金所)・出口(岩槻料金所)が0～4時の間の利用ではないため、出口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。

外環道を経由する走行で起終点を基本とした同一料金が適用される場合、出発ICと到着ICの通過時刻により全ての走行の割引可否を判断いたします。  
この例では、出発IC(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、走行①～③の全ての走行が割引対象となります。  
走行①～③について、上記のとおり走行ごとに料金表示器に料金が表示されますが、後日、走行①～③の料金の合計が割引後料金(2,380円(経路1と同額))になるよう料金を変更して請求いたします。

### 3 経路3(首都高速経由)

#### ●東名高速～首都高速～東北道の例



走行①: 入口(厚木料金所)が0～4時の間の利用であるため、出口(東京本線料金所)の料金表示器に深夜割引料金が表示されます。  
走行②: 首都高速で実施される割引が適用される場合があります。  
走行③: 入口(浦和本線料金所)・出口(岩槻料金所)が0～4時の間の利用ではないため、出口の料金表示器にETC通常料金が表示されます。

首都高速を経由する走行の場合、上記のとおり走行ごとに料金表示器に表示された料金をお支払いいただきます(首都高速経由で走行すると起終点を基本とした同一料金は適用されません)。

休日割引、平日朝夕割引についても、同様の方法により適用します。

その他、割引をご利用いただく際のご注意をガイドブック裏面に記載していますので、必ずお読みください。